令和６年５月２２日

「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」
（局長級第 10 回会合）の開催（結果）

５月２２日、「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」の局長級第 10 回会合が開催されました。

１．今回の会合には、市川内閣官房副長官補を議長とし､関係府省庁の代表者（局長級）が出席しました。

２．会合では、外務省から「ビジネスと人権」に関する行動計画に係る「３年目レビュー政府報告」について説明しました。続いて、関係府省庁からそれぞれの取組について報告があった後、「３年目レビュー政府報告」が承認されました。同報告は別添のとおりです。

３．また、４月８日に「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（課長級会合）において実施した「ビジネスと人権」に関する行動計画に係る３年目意見交換について、内閣官房から報告があり、同意見交換の結果概要が承認されました。同結果概要は別添のとおりです。

４．さらに、今回の会合では、行動計画第４章６の規定に基づき、「ビジネスと人権」に関する行動計画の改定作業に着手することについて了承されました。

５．政府としては、本年度も、行動計画を着実に実施していくとともに、行動計画の改定に向けて、ステークホルダーからの関与も得ながら、引き続き省庁横断的に取り組んでいく考えです。

［参考１］「ビジネスと人権」に関する行動計画

- 我が国は、２０１６年に行動計画の策定を決定。２０１８年６月に閣議決定された「未来投資戦略２０１８―『Society 5.0』『データ駆動型社会』の変革―」や、「ＳＤＧｓ実施指針改定版」等にその旨盛り込まれている。
- ２０１８年、行動計画策定の第一段階として現状把握調査を実施し、「ビジネスと人権に関する行動計画に係る諮問委員会」及び「ビジネスと人権に関する行動計画に係る作業部会」での議論やパブリックコメントを踏まえて、２０２０年１０月に、「ビジネスと人権に関する関係府省庁連絡会議」において、企業活動における人権

尊重の促進を図るため、本行動計画を策定及び公表。

- 本行動計画においては、「ビジネスと人権」に関して、今後政府が取り組む各種施策が記載されているほか、企業に対し、人権デュー・ディリジェンスの導入促進への期待が表明されている。

［参考２］ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議

令和２年１０月に策定した「ビジネスと人権に関する行動計画」に基づく取組を進めるに当たり、関係府省庁間の連携を図る仕組みとして、令和３年３月に「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁連絡会議」を設置した。令和３年１２月に同連絡会議を「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」に改組した。

［参考３］人権デュー・ディリジェンス

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」において、「人権デュー・ディリジェンス」は、人権への悪影響を特定し、予防し、軽減し、対処し、情報発信を継続的に実施するプロセスとしている。

［参考４］「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」設置要綱及び構成員（別紙）

別紙

「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」開催要綱

令和３年３月３１日
関係府省庁申合せ
令和３年７月１５日
一部改正
令和３年１２月２４日
一部改正
令和５年４月３日
一部改正
令和５年５月３１日
一部改正
令和６年５月２２日
一部改正案

１　「「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）」（令和２年10月ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議策定。以下「行動計画」という。）第４章に述べられているところに従い、行動計画の実施及び見直し段階において、必要な検討及び決定を関係府省庁が連携して行うため、「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議（局長級）」（以下「連絡会議（局長級）」という。）を開催する。

２　連絡会議（局長級）の構成員は別添１のとおりとする。

３　連絡会議（局長級）の円滑な運営を図るため、「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議（課長級）」（以下「連絡会議（課長級）」といい、連絡会議（局長級）と合わせて「連絡会議」と総称する。）を開催する。

４　　連絡会議（課長級）の構成員は別添２のとおりとする。

５　　議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

６　　連絡会議の開催に係る事務は、外務省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

７　　前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

（別添１）

令和６年５月現在

「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議（局長級）」構成員一覧

府省庁名	部・局/役職
★内閣官房	内閣官房副長官補（外政担当）
内閣府	大臣官房政策立案総括審議官
警察庁	長官官房審議官（国際担当）
金融庁	総合政策局総括審議官
消費者庁	次長
こども家庭庁	長官官房審議官
デジタル庁	統括官（戦略・組織担当）
復興庁	審議官
総務省	大臣官房長
法務省	大臣官房審議官
外務省	総合外交政策局長
財務省	大臣官房審議官
文部科学省	国際統括官
厚生労働省	大臣官房総括審議官（国際担当）
農林水産省	大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）
経済産業省	通商政策局長兼首席ビジネス・人権政策統括調整官
国土交通省	国際統括官
環境省	地球環境局長
防衛省	防衛装備庁長官官房審議官

★議長

（別添２）

令和６年５月現在

「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議（課長級）」構成員一覧

府省庁名	部・局/役職
★内閣官房	内閣官房副長官補付内閣参事官（外務担当）
内閣府	大臣官房企画調整課長その他テーマを担当する課室長
警察庁	長官官房参事官（国際担当）
金融庁	総合政策局総務課長
消費者庁	参事官（調査研究・国際担当）
こども家庭庁	長官官房参事官（総合政策担当）
デジタル庁	統括官（戦略・組織担当）付参事官（総務担当）
復興庁	参事官（広報・国際）
総務省	大臣官房総務課参事官
法務省	大臣官房国際課長
外務省	総合外交政策局人権人道課長
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室長
文部科学省	大臣官房国際課長
厚生労働省	大臣官房国際企画・戦略官
農林水産省	大臣官房参事官（国際戦略グループ長）
経済産業省	大臣官房ビジネス・人権政策調整室長
国土交通省	総合政策局国際政策課長
環境省	地球環境局国際連携課長
防衛省	防衛装備庁調達管理部調達企画課長

★議長